

令和 6 年度税制改正要望の概要

沖縄県企画部

令和6年度税制改正要望の概要について

- ① 沖縄型特定免税店制度（担当：観光政策課）
令和3年度適用額 198 百万円。

沖縄県から出域する旅客が輸入品を購入し、沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについて関税が免除される（免税適用は購入額 20 万円まで）。

要望事項（拡充要望）

- ・関税の免除措置期限の3年延長（令和6年4月から令和9年3月まで）
- ・免税上限額 20 万円の撤廃
- ・離島における特定販売施設の面積要件の緩和
〔小売施設及び飲食施設の面積 2,000 m²→500 m²〕
〔免税品販売店舗の面積 1,000 m²→250 m²〕

- ② 沖縄の発電用石炭及び液化天然ガス（LNG）に係る石油石炭税の免税措置について（担当：産業政策課）
令和3年度適用額 3,203 百万円。

発電の用に供する石炭又は液化天然ガスを引き取る際に課税される石油石炭税を免除する。対象事業者は沖縄電力(株)、電源開発(株)。

要望事項（単純延長）

- ・現行制度の3年延長（令和6年4月から令和9年3月まで）

- ③ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（担当：産業政策課）。
令和3年度適用額 1,111 百万円。

電気供給業（発電・送電等）の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準を 2/3 とする。対象事業者は沖縄電力(株)。

要望事項（単純延長）

- ・現行制度の3年延長（令和6年4月から令和9年3月まで）

- ④ 揮発油税等の軽減措置（担当：消費・暮らし安全課）
令和3年度適用額 4,350 百万円。

沖縄県に移出する目的で、その区域内にある揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油について、揮発油税及び地方揮発油税を軽減。

要望事項（単純延長）

- ・現行制度の3年延長（令和6年5月から令和9年5月まで）

沖縄関係税制の措置期限

制度名		優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	観光地形成促進地域 (沖振法)	投資税額控除 (建物等8%、機械等15%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31	R4.3.31		R7.3.31			
2	情報通信産業振興地域・特別地区 (沖振法)	所得控除 (40%) 投資税額控除 (建物等8%、機械等15%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31	R4.3.31		R7.3.31			
3	産業イノベーション新促進地域 (旧：産業高度化・事業革新促進地域) (沖振法)	投資税額控除 (建物等8%、機械等15%) 特別償却 (建物等20%、機械等34%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31	R4.3.31		R7.3.31			
4	国際物流拠点産業集積地域 (沖振法)	所得控除 (40%) 投資税額控除 (建物等8%、機械等15%) 特別償却 (建物25%、機械等50%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31	R4.3.31		R7.3.31			
5	経済金融活性化特別地区 (沖振法)	所得控除 (40%) 投資税額控除 (建物等8%、機械等15%) 特別償却 (建物25%、機械等50%) エンジェル税制	金融特区					H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31	R4.3.31		R7.3.31			
6	離島の旅館業に係る減価償却の特例措置 (沖振法)	特別償却 (建物等8%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31	R4.3.31		R7.3.31			
7	酒税の軽減措置 (復帰特措法)	酒税の軽減 (泡盛35%、ビール等20%)						H29.5.14	H31.5.14	R3.5.14	R4.5.14		R14.5.14 (ビール：R8.10)			
8	航空機燃料税の軽減措置 (沖振法)	航空機燃料税の軽減	H26.3.31					H29.3.31	R2.3.31	R4.3.31		R5.3.31		R10.3.31		
9	沖縄型特定免税店制度 (沖振法)	関税の免除						H29.3.31	R2.3.31	R4.3.31			R6.3.31			
10	沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免除 (沖振法)	石油石炭税の免除		H27.3.31					R2.3.31	R4.3.31			R6.3.31			
11	電力の償却資産に係る特例措置 (地方税法)	固定資産税の軽減		H27.3.31					R2.3.31	R4.3.31			R6.3.31			
12	揮発油税等の軽減措置 (復帰特措法)	揮発油税等の軽減		H27.5.14					R2.5.14	R4.5.14			R6.5.14			
13	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る譲渡所得特別控除 (跡地法)	譲渡所得控除								R4.3.31				R14.3.31		

※ 「沖振法」→沖縄振興特別措置法 「復帰特措法」→沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

「跡地法」→沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法 「地方税法」→地方税法

沖縄型特定免税店制度について【拡充】

(1) 措置の概要

沖縄型特定免税店制度

【概要】

沖縄県から出域する旅客が、個人的用途に供するために対象販売施設において輸入品を購入し、携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、その引き取りに係る関税が免除される（ただし、免税適用は購入額20万円まで）。

【対象】

制度の適用を受けているのは沖縄ディーエフエス(株)のみ
(令和3年6月末現在)

(イメージ図)

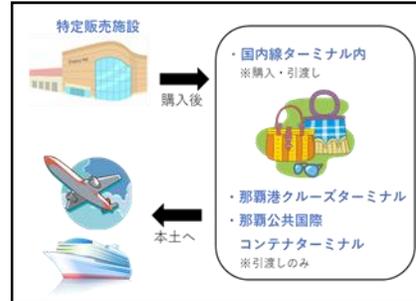
売り場：

- ① D F S 那覇空港免税店
(JAL, ANA側に1箇所ずつ)
- ② Tギャラリア沖縄 (市中店舗)

引渡所：

- ① 那覇空港 国内線ターミナル
- ② 那覇港 クルーズターミナル
- ③ 那覇公共国際コンテナターミナル

※那覇空港国際線ターミナル内の引渡所は、本制度に基づくものではなく、関税法基本通達42-15(3)に基づくもの



(2) 適用実績

直近3カ年の関税免除額は以下のとおり。

(単位：百万円)

年度	R1	R2	R3	合計
関税免除額	283	152	198	633

典拠：D F S株式会社より提供

(3) 主な要望内容 (拡充)

- ① 関税の免税措置の適用期間を3年延長する
- ② 免税上限額20万円の撤廃
- ③ 離島における面積要件の緩和

(4) 効果

① 観光収入

沖縄県の観光収入は平成30年度までは入域観光客数の増大に伴い、好調に推移していたが令和元年度以降は新型コロナの影響により減少、令和3年度は3年ぶりに増加に転じた。

(単位：百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
観光収入	697,924	734,056	704,745	248,500	292,400

② 国内観光客消費単価

免税店来訪者と国内観光客の過去5年の消費単価を比較すると免税店来訪者の方が約24,527円高く、また当該差額に対しては土産・買い物費の寄与が大きいことが分かる。

(単位：円)

年度		H29	H30	R1	R2	R3	平均
免税店 来訪者	総消費額	79,535	76,885	94,477	147,817	141,461	108,035
	(うち土産・買物費)	(22,961)	(18,727)	(35,611)	(36,525)	(30,920)	(28,949)
国内客 平均	総消費額	72,284	76,759	76,987	99,956	91,555	83,508
	(うち土産・買物費)	(13,821)	(13,184)	(14,283)	(16,360)	(15,595)	(14,649)
差額	総消費額	7,251	126	17,490	47,861	49,906	24,527
	(うち土産・買物費)	(9,140)	(5,543)	(21,328)	(20,165)	(15,325)	(14,300)

典拠：観光統計実態調査 (沖縄県文化観光スポーツ部)

③ 沖縄型特定免税店の来訪者数

沖縄型特定免税店には、令和3年度で333,979人が訪れたと推計されている。これは「植物園・動物園」(10.0%)、「テーマパーク型施設(玉泉洞)」(8.8%)の訪問者数と同等の割合であり、観光地として一定の誘客効果を持っているといえる。

(単位：人)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
免税店来訪者数	640,575	686,343	537,368	268,694	333,979

典拠：観光統計実態調査 (沖縄県文化観光スポーツ部) をもとに推計

※現在、特定免税店への来訪者数の実数測定に関して沖縄ディーエフエス(株)と調整中

石油石炭税の免税措置及び固定資産税の特例措置について①【継続】

(1) 制度の概要

石油石炭税の免除

【対象者】 沖縄電力(株)、電源開発(株)

【概要】 発電の用に供する石炭又は液化天然ガスを引き取る際に課税される石油石炭税を免税する。

固定資産税の課税標準の特例

【対象者】 沖縄電力(株)

【概要】 償却資産に係る固定資産税の課税標準を2/3とする。
(※事務所及び宿舍の用に供する償却資産を除く)

(2) 適用実績

R4年度適用額は、約44億5,100万円

(単位：百万円)

項目 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
石油石炭税の免除 (石炭・LNG)	3,344	3,142	3,321	3,197	3,203	3,305	19,512
固定資産税の特例	1,215	1,178	1,144	1,112	1,111	1,146	6,906
合計 典拠：沖縄県調べ	4,559	4,320	4,465	4,309	4,314	4,451	26,418

(3) 効果

本措置による減免分は、経済産業省令に基づき電気料金原価から控除されており、電気料金低廉化（県民負担の抑制）に直接寄与している。

R4年度適用額
4,451百万円



電気料低減額
0.59円/kWh

一般家庭への影響額

約**1,841円/年** ※標準モデル260kWh/月

産業分野への影響額

約**472万円/年 (リゾートホテル)** ※例：約66.7万kWh/月
約**1,180万円/年 (大型商業施設)** ※例：約166.7万kWh/月

典拠：沖縄県調べ

(4) 措置の必要性（沖縄の構造的不利性）

①ベースロード電源の選択肢が限られている

- 原子力 → 電力需要が小さい（全国の1%未満）ため導入困難
- 大規模水力 → 地形的制約（大きな川がない）のため導入困難

石炭、LNG等の化石燃料が当面の間必要

※CO2を排出する化石燃料の低減が課題

(参考) 発電時CO2排出量比較 (単位：g-CO2/kWh)

石炭火力	石油火力	LNG火力	原子力	水力
864	695	376	0	0

典拠：電力中央研究所「日本における発電技術のライフサイクルCO2排出量総合評価（2016年7月）」

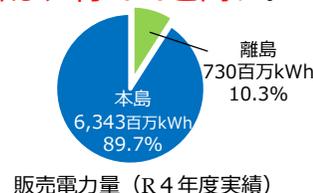
②高い供給予備力が必要

- 本土では9つのエリアの電力系統が連系し、電源トラブル時には電力の広域融通が行われている。
- 一方、**沖縄は単独系統**であり、上記の**広域融通の枠外**。
- このため、エリア内に**バックアップ**として**供給予備力を多く確保する必要がある**。
(供給予備力は沖縄電力が保有している)



③多くの離島を抱えており、高コスト構造

- 東西約1,000km、南北400kmの海域に島々が点在し、本島を除く38の有人離島（10の独立系統）に電力を供給。
- 離島は、島嶼性や規模の狭小性から**高コスト構造**。
- 離島の電力供給を担う沖縄電力の電気事業全体に占める**離島割合は、約10%と高い**。(参考 九州電力の離島割合：約1%)



販売電力量 (R4年度実績)



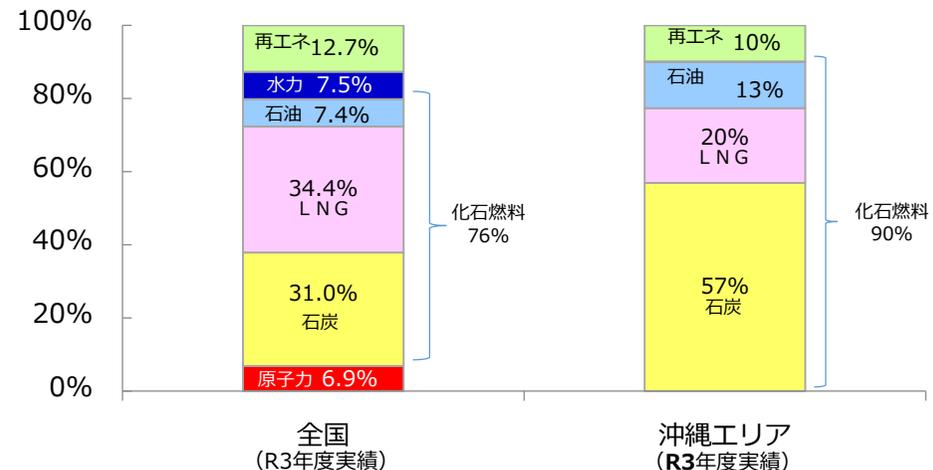
電灯電力量 (R4年度実績)

典拠：沖縄電力 経営参考資料集

石油石炭税の免税措置及び固定資産税の特例措置について②【継続】

(5) 全国との比較

① 電源構成



典拠：2023年4月31日資源エネルギー庁プレスリリース、供給計画の取りまとめ(電力広域的運営推進機関)

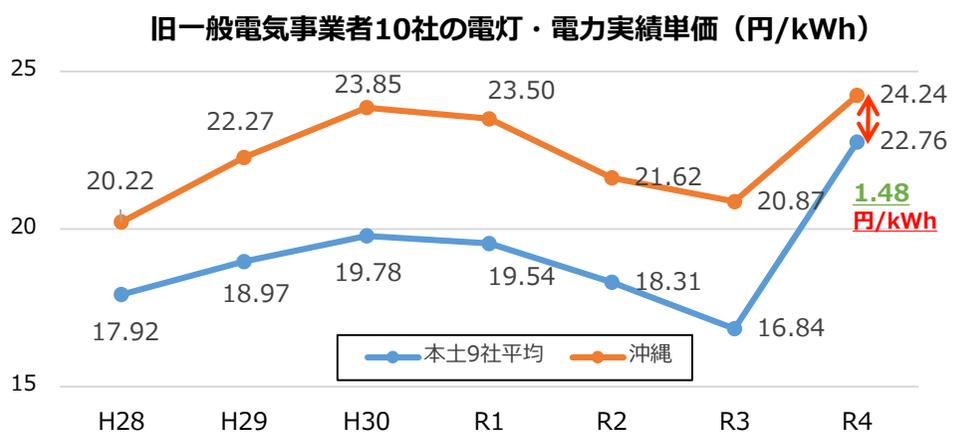
② 供給予備力 (R5年度予測)

	最大需要【万kW】	供給力【万kW】	予備率
本土9エリア	16,021	18,813	17.4
沖縄	161	205	27.2%

典拠：2023年度供給計画の取りまとめ(2023年3月 電力広域的運営推進機関)

③ 電気料金

本措置により一定程度電気料金が軽減されているものの、構造的な不利性に伴う高コストの解消には至らず、R4実績では本土平均と比較し、1.48円/kWh（一般家庭モデルで385円/月）高い現状にある。（仮に、本措置が無くなり、電気料金に転嫁する場合は、更に料金格差が広がる）



典拠：各社有価証券報告書、電力調査統計 電力需要実績（資源エネルギー庁）

(参考) 発電用石炭、LNGの利用量の推移

地球温暖化対策としての石炭火力へのバイオマス混焼やLNG火力の導入・利用拡大を行った結果、H22年度に石炭利用はピークを迎え、その後は、ピークアウトしている。

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
石炭 (千t)	2,520	2,409	2,478	2,781	2,461	2,823	2,634	2,377	2,460	2,242	2,299	2,134	2,148	1,972	2,121	2,017	2023	2085
LNG (千t)	-	-	-	-	-	-	-	131	196	200	234	229	217	238	224	234	233	242
沖縄電力電源構成に占めるLNG発電の割合	-	-	-	-	-	-	-	6%	14%	13%	19%	21%	21%	20%	20%	19%	20%	20%

石炭利用のピーク

具志川火力(石炭)へのバイオマス混焼開始

吉の浦火力(LNG) 運転開始

金武火力(石炭)へのバイオマス混焼開始

※R2以降は供給計画の取りまとめ(電力広域的運営推進機関)より

約27%
低減

揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置について①【継続】

(1) 措置の概要

揮発油税及び地方揮発油税の軽減

【概要】沖縄県に移出する目的で、その区域内にある揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油について、揮発油税及び地方揮発油税を軽減。

【軽減額】

(単位：円/kℓ)

	揮発油税	地方揮発油税	合計
全国（本則）	48,600	5,200	53,800
沖縄（特例）	42,277	4,523	46,800
軽減額	6,323	677	7,000

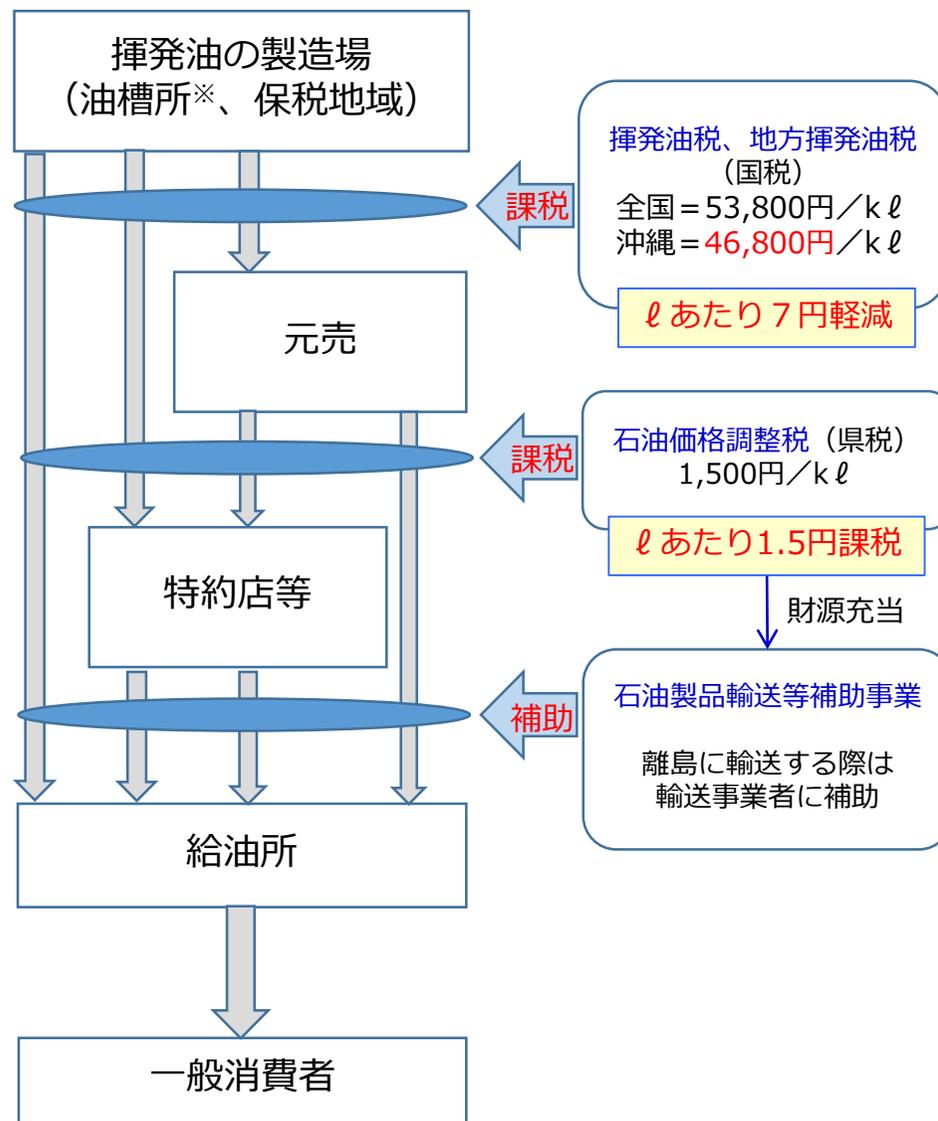
石油製品輸送等補助事業

【概要】揮発油税等の軽減措置を前提に、法定外普通税である**石油価格調整税(1,500円/kℓ)**を課税し、当該財源をもとに石油製品（揮発油、灯油、軽油、A重油）の離島への輸送経費補助を実施している。

揮発油税等の軽減措置と石油価格調整税の関係

沖縄県以外	53.8円/ℓ		
	揮発油税等の軽減措置 ↓		
沖縄県	46.8円/ℓ	7円/ℓの軽減	
	石油価格調整税の課税 ↓		
沖縄県 (実質)	46.8円/ℓ	1.5円/ℓ	5.5円/ℓの軽減

(2) 揮発油の流通経路イメージ



※県内の油槽所はうるま市（平安座島）、西原町（小那覇）

揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置について②【継続】

(3) 適用実績

揮発油税及び地方揮発油税の軽減

復帰後(S47)からR3年度までの軽減額(累計)は約**1,864億円**。
直近3カ年の軽減額は以下のとおり。

(単位：百万円)

項目	年度	R元	R2	R3	合計
揮発油税等 軽減額		4,489	4,352	4,350	13,191

典拠：沖縄県調べ

石油製品輸送等補助事業

復帰後(S47)からR3年度までの補助額(累計)は約**355億円**。
前沖縄振興計画期間における補助実績は以下のとおり。

年度	輸送量 (kℓ)	輸送経費 (千円)	輸送経費 補助額(千 円)	補助割合 (%)	徴収税額 (千円)	財源充当 (%)
H24	135,211	795,240	794,812	99.9	986,116	80.6
H25	136,429	857,482	856,018	99.8	995,745	86.0
H26	137,566	1,005,371	999,331	99.4	988,875	101.1
H27	142,666	1,017,513	980,339	96.3	1,013,858	96.7
H28	147,043	1,018,072	1,016,495	99.8	1,049,328	96.9
H29	136,368	969,921	969,232	99.9	1,021,017	94.9
H30	141,078	984,012	983,422	99.9	1,014,451	96.9
R元	141,978	1,015,718	1,012,905	99.7	1,006,815	100.6
R2	129,436	902,350	901,571	99.9	902,385	99.9
R3	131,505	941,767	940,753	99.9	897,780	104.8
合計	1,379,280	9,507,446	9,454,878	99.4	9,876,370	95.7

(4) 効果

本軽減措置が廃止となり、ガソリン価格が上昇した場合について産業連関表等を用いて試算すると、県全体で**年間約65.1億円**の負担増となる見込みである。

- ・ 県民への負担増：24.1億円（税軽減19.8億円、離島補助4.3億円）
- ・ 県産業への負担増：41.0億円（税軽減32.1億円、離島補助8.9億円）

(5) 措置の必要性

① 全国と沖縄のガソリン価格差

復帰後、本制度により沖縄県内のガソリン価格高騰が緩和され、県民生活及び産業経済の安定に重要な役割を果たしてきた。

一方、平成27年に県内製油所が石油精製を停止して以降、**県外からの輸送費の増加等の影響によりガソリン価格が上昇している。**

仮に本制度及び本制度を前提とした石油製品輸送等補助事業が廃止となれば、ガソリン価格が県全体で**平均6.65円/ℓ**上昇することが見込まれるため、制度の延長が必要である。

(単位：円/ℓ)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
沖縄	156.1	132.2	130.8	144.3	155.0	153.7	141.4	167.0
全国	158.1	131.6	124.8	136.4	149.8	146.8	135.9	162.2
価格差	▲ 2.0	0.6	6.0	7.9	5.2	6.9	5.5	4.8

典拠：資源エネルギー庁「給油所小売価格調査」

② 沖縄本島と離島のガソリン価格差

平成25年度の石油製品輸送等補助事業の対象経費見直しにより、沖縄本島と離島の価格差は徐々に縮まってきているものの、依然として格差が存在している。

離島においてはその**散在性、狭隘性等の事情により本島以上に価格が高くならざるを得ない構造**にあるため、定住条件の整備を進めるためにも、軽減措置及び輸送費補助の継続が必要である。

(単位：円/ℓ)

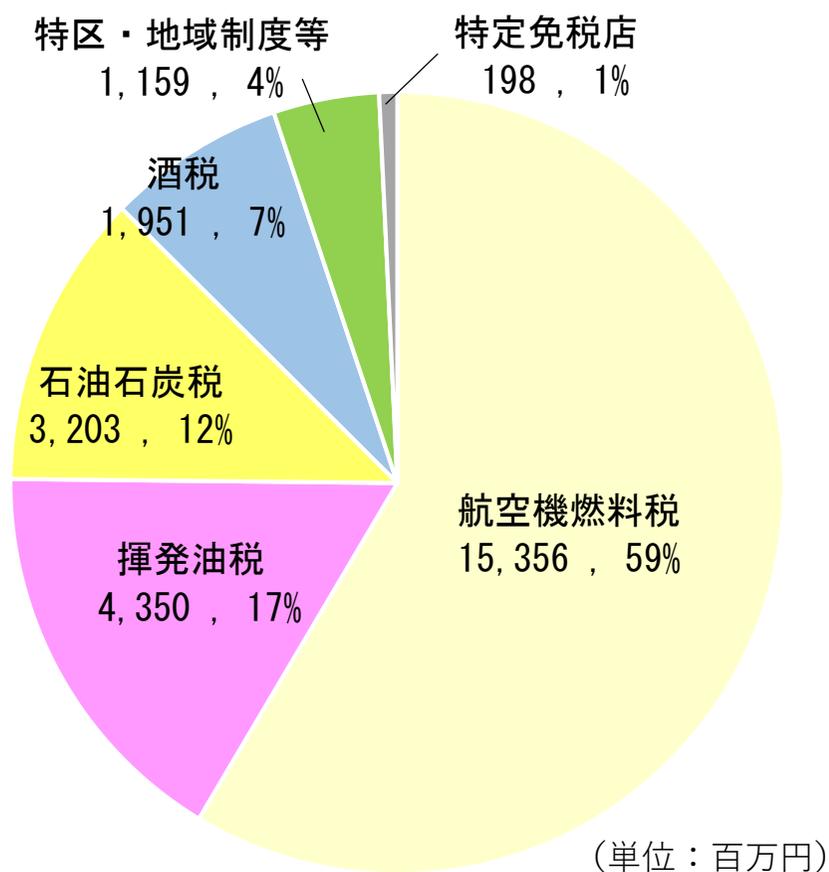
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
価格差	19	23	19	17	16	18	20	16

典拠：沖縄県調べ

沖縄関係税制による国税特例措置の適用額（令和3年度）

令和3年度の国税の適用額は、約262億円

特区・地域制度等の内訳



地域・特区制度等	R3適用額
情報通信産業振興地域・特区	529
国際物流拠点産業集積地域	287
産業高度化・事業革新促進地域	149
経済金融活性化特別地区	148
観光地形成促進地域	28
離島旅館業の特別償却	18
合計	1,159

※1 「駐留軍用地の公共用地先行取得に係る譲渡所得特別控除」は、適用実績の捕捉が困難なため上記実績額に含めていない。

※2 「沖縄電力の償却資産に係る固定資産税軽減」は、地方税の軽減措置のため上記実績額に含めていない。

令和6年度税制改正スケジュール（想定）

